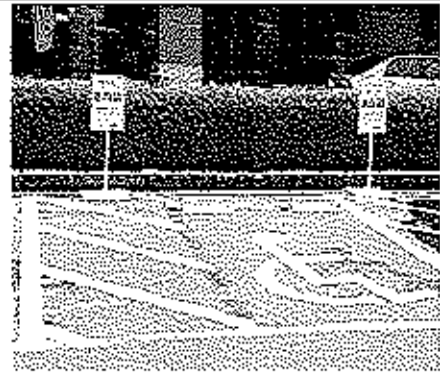


徳島県パーキングパーミット制度について

1 パーキングパーミット制度とは

公共施設、ショッピングセンター、病院、銀行などの身体障害者等用駐車場（車いすマークがある駐車場）の利用対象者（障害者等）に、県内共通の身体障害者等用駐車場利用証（パーキングパーミット）を交付することにより、当該駐車場を本来必要とする障害者、妊産婦等の方々が施設を利用しやすいような環境づくりを推進するものです。

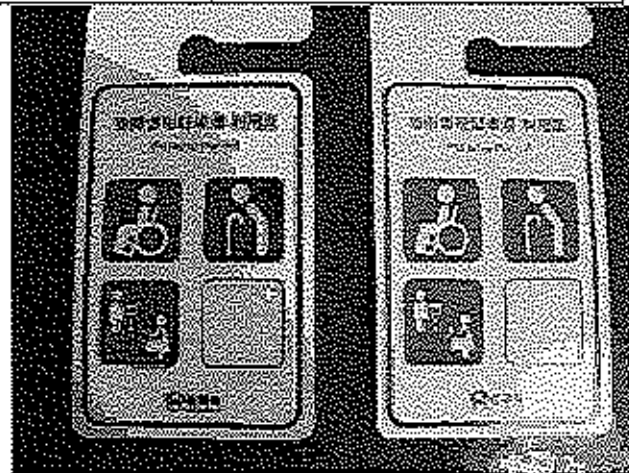


2 利用証

歩行困難な方からの申請により、利用証を交付します。

身体障害者等用駐車場を利用する際、ルームミラーに利用証を掲示していただきます。

- (1) 左側（緑色）
 - ・対象：身体障害者、高齢者等
- (2) 右側（オレンジ色）
 - ・対象：けが人、妊産婦



利用証

3 利用できる方及び利用証有効期間

(1) 利用できる方

①歩行困難者

- ア 身体障害者（身体障害区分ごとの等級による）
- イ 知的障害者（重度A）
- ウ 精神障害者（1級）
- エ 高齢者（要介護度1以上）
- オ 難病患者（特定疾患医療受給者）

②一時的歩行困難者

- カ 妊産婦（産前7月～産後1年間）
- キ けが人（車いす・杖使用期間）

(2) 利用証有効期間

- ア～オ 利用証グリーン（5年間）
- カ、キ 利用証オレンジ（1年7ヶ月未満）